

論文審査の結果の要旨

氏名 瀧川裕貴

本論文は、多元的社会における規範的原理のための社会学理論の構築という目標のもとに、現代リベラリズムと規範理論的性格を有する既存の社会学理論とをともに批判的に検討し、社会的規範理論のための方法前提を明らかにすることを目的としている。これまで、社会学は規範理論の構築を課題とするものではないとする傾向があったが、本論文は、現代リベラリズムの理論構図の分析を通じて、社会学に底流としてあった規範的探求の再生を目指した野心的な論考である。

本文は、全9章からなっており、第1章において、近年の「公共社会学」への関心にかがえる、社会学の規範的探求の伝統を再考し、社会的規範理論の構築のためには、「善き生の構想についての中立性」という原則を掲げる現代リベラリズムの批判的考察が不可欠だと課題設定する。第2章では、ロールズの『正義論』が功利主義と完成主義への二正面作戦をとっているため、高次の理想による制約と中立性原則との内的矛盾を抱えていると分析する。第3章は、多元主義を擁護するものとして構想されてきたドゥワオーキンの資源の平等論ほかのリベラルな平等論が、中立性原則のために多元主義を否定する結果に陥っていることを詳細に明らかにし、センの潜在能力の平等論もやはり価値一元論を免れていないと批判する。第4章は、中立性原則を支える理論的根拠として、是認制約論、道徳的独立権、契約主義、および善の構想についての懐疑論を検討し、いずれも擁護しがたい社会理論的前提に基づいていると指摘する。そして、これまでの議論で明らかとなった現代リベラリズムの理論構図の問題点を第5章で整理したのち、第6章では、サンデルのコミュニタリアンの共和主義もその歴史主義的方法では多元主義に適切に対処できていないことを明らかにする。

第7章からは社会的規範理論を取り上げ、まずパーソンズ社会学の理論構図を分析して、本来規範的な問いであった秩序問題を「安定性」という経験的問題に帰着させてしまったがゆえに生じた混乱を明らかにし、近年におけるパーソンズ再評価もまた規範理論の構築につながる理論展開に至っていないとする。第8章では、エツィオーニとセルズニックのほか哲学者ローティの議論を社会的規範理論の試みとして取り上げ、制度の社会的記述が規範的含意を持たざるをえないとした点を評価しながらも、規範理論にとって必要なある種の「普遍主義」の設定に失敗しているとする。第9章は、「方法論的制度主義」と「非効用主義的帰結主義」に基づいて、著者独自の社会的規範理論の構想を素描している。

以上のように、本論文は、社会的規範理論の構想という斬新な目標を掲げて、現代リベラリズムの理論構図を鋭く分析し、合わせてコミュニティの理論と既存の社会的規範理論の不備を剔抉しながら、素描的ながらも自らの理論構想の提示にまで到達している。この構想についてはまだ今後の展開が必要であるものの、中立性原則に対する批判的論脈とパーソンズ社会学の分析には極めて高い独創性と鋭い論理性が認められ、審査委員によって高い評価が与えられた。

以上により、審査委員会は、本論文が博士(社会学)を授与するに値するものとの結論をえた。